

財務省

懲戒処分書

(氏名)	(現官職)
佐川宣寿	指定職 7号俸 国税庁長官

(懲戒処分の内容)

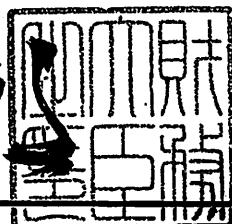
国家公務員法第82条第1項第1号及び第3号の規定により、
懲戒処分として、3月間俸給の月額の10分の2を減給する。

平成30年3月9日

任命権者

財務大臣

麻生太郎



処分説明書

人事院様式 312 (平 19. 10 改)

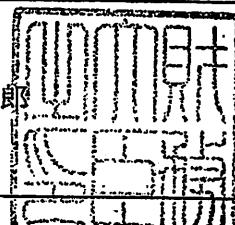
(教示)

- この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
 - この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の決裁又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 不服申立てがあった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。
- (注) この処分を行った者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処分者

官職 財務大臣

氏名 麻生 太郎



2 被処分者

所属部課
国税庁

氏名(ふりがな) さがわ のぶひさ
佐川 宣寿

官職 国税庁長官

級及び号俸 指定職俸給表 7号俸

3 処分の内容

処分発令日 平成30年 3月 9日	処分効力発生日 平成30年 3月 9日	処分説明書交付日 平成30年 3月 9日
根拠法令 国家公務員法第82条 第1項第1号及び第3号		処分の種類及び程度 減給 3月間 債給の月額の10分の2
国家公務員倫理法第26条 による承認の日 平成 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 平成 年 月 日	国家公務員法第85条に よる承認の日 平成 年 月 日
処分の理由		

理財局長時代の対応により、国有財産行政に対する信頼を損なったことから、国家公務員法第82条第1項第1号及び第3号の規定により、懲戒処分として、3月間債給の月額の10分の2を減給する。

以上